



東北のウィーン
楽都郡山



郡山市第二次エンゼルプラン

後期計画

〈概要版〉



人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山



郡山市



郡山市イメージキャラクター
「がくと」くん

はじめに



郡山市長

原 正 夫

本市では「人づくり」をまちづくりのすべての基本とし、「子どもたちが明るく健やかに成長するための環境づくり」を重点施策に掲げ、子育て支援に積極的に取り組んでおります。

平成17年3月には、本市独自の子育て支援計画である「郡山市第二次エンゼルプラン」を策定し子育て支援を推進して参りましたが、平成21年度をもって計画が目標年度を迎え、また、社会情勢の変化や市民の新たなニーズに応えるため、プランの必要な見直しを行ない、この度、「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」を策定いたしました。

後期計画では、次世代を担う郡山の子どもたちが健やかに成長するとともに、安心して子どもを生み、楽しく子育てができるまちづくりを目指して、これまでの計画に引き続き「子どもと子育てにやさしいまち こおりやま」を基本理念に掲げ、より一層の子育て支援を推進するものであります。

特に、ユニバーサルデザインへの配慮や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現といった新たな課題についても取り組むことといたしました。

また、平成21年4月、子育て支援の拠点施設として郡山市こども総合支援センター「ニコニコ子ども館」を整備いたしました。子どもや子育て家庭への支援体制を強化するため、平成22年4月に新たに「こども部」を設置し、さらなる市民サービスの向上を目指して参りたいと考えております。

積極的な子育て支援を推進するためには、家庭をはじめ、地域住民や企業、さらには保育所、幼稚園、小学校等の関係機関、行政が一体となって、地域社会全体で取り組むことが重要でありますことから、市民の皆様の一層の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、数多くの貴重な御意見をいただきました策定懇話会委員の皆様をはじめ、子育て等に係る市民ニーズ調査に御協力いただきました市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成22年3月 郡山市長 原 正 夫



計画策定の趣旨

平成 17 年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、国全体の出生数が 106 万人及び合計特殊出生率 が 1.26 とともに過去最低を記録し、予想以上の少子化が進行しています。近年、合計特殊出生率は若干上昇しているものの、安定的な増加とは言えず、楽観できない状況となっています。このような中、本市の平成 20 年の合計特殊出生率は 1.45 となっており、全国の指数 1.37 を上回っているものの、全国同様少子化の進行が深刻な状況です。

本市では、子どもや子育て中の家庭、次代の親、それを支える人たちが子育てしやすい、子育てに参加しやすい環境づくりを積極的に推進するため、平成 17 年 3 月、「郡山市第二次エンゼルプラン」とその具体的な取り組みである実施計画を策定し、少子化対策への取り組みや子育てしやすい環境づくりの推進を図って参りました。

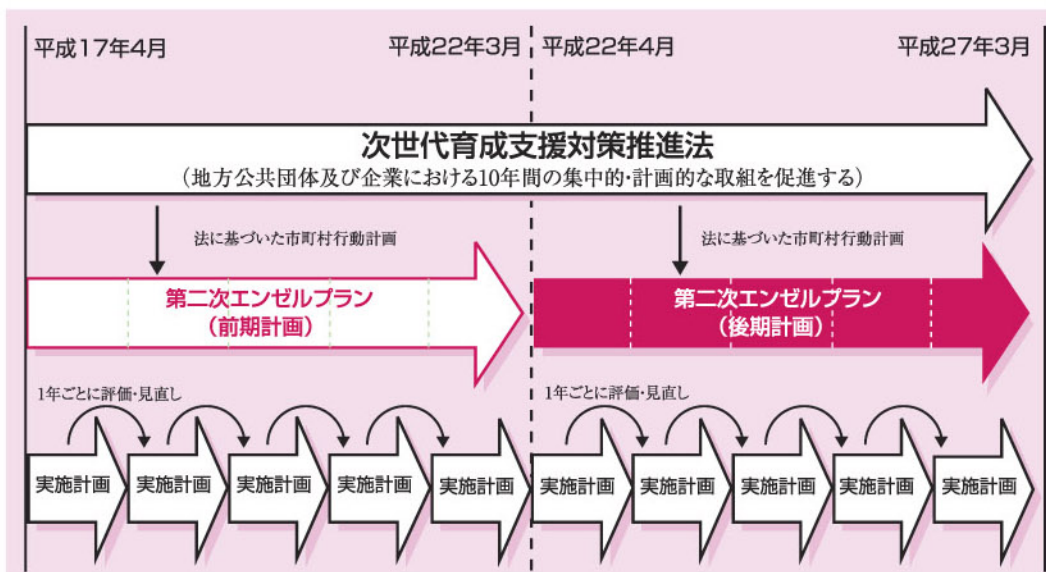
しかしながら、長引く経済不況や核家族化の進行、さらには子どもを預けて共働きをする家庭の増加による育児の不安や負担感・孤立感などから、児童虐待やひとり親家庭の増加、家庭での養育力の低下などの問題があり、また、結婚・出産を迎える世代にあっては、就労と出産・子育ての両立に対する希望と現実のかい離が大きな問題となっております。

こうした社会動向の変化や市民のニーズに応えるため、現行の計画に必要な見直しを行い、より一層の子育て支援を推進するため、「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」を策定いたしました。

これにより、これまで以上に、次代を担う子どもたちが、明るく健やかに成長できるまち、安心して子どもを生み、地域が一体となって楽しく子育てができるまちを目指します。

○計画の期間○

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。



○計画の推進○

実施計画の策定

少子化や子どもを取り巻く社会環境、経済状況等の変化に、速やかにかつ適切に対応し、より効果的に本市の子育て支援を推進するためには、施策展開のための具体的な事業内容と事業計画を明確にし、事業ごとの点検・評価を行い、その結果を踏まえて、事業の見直しや新たな事業づくりに取り組むことが重要です。

「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」は上位計画である「郡山市第五次総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、計画期間である平成 22 年度から平成 26 年度までの実施計画を策定し、毎年度、事業ごとの点検・評価を実施します。

情報の提供

本市の子育て支援をより効果的に推進するために、サービスの受け手である市民にとって、分かりやすく、できるだけ容易な手段で情報提供ができるよう努めます。

また、「郡山市第二次エンゼルプラン後期計画」がどのように進捗しているのかを明確にするために、年度ごとの事業実績と事業計画に見直しを加えた実施計画を、市ウェブサイト上で公表いたします。

協働の推進

子育ては、家族、地域、企業、関係機関、市が一体となって、地域社会全体で取り組むことが大切です。父母、兄弟姉妹、地域住民、町内会・自治会、主任児童委員・民生委員、ボランティア、子育て支援サークル、NPO 法人、企業、保育所・幼稚園・学校、医療機関、児童相談所、警察、職業安定所、市など、それぞれが持つ役割や機能を生かし、協働により計画を推進します。

すこやか子育て基金の活用

子育て支援の拡充と、継続的な支援を行うため設置した「郡山市すこやか子育て基金」を活用し、子育て支援に積極的に取り組みます。

基本理念・基本的視点・基本目標

基本理念

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に

子どもと子育てにやさしいまち こおりやま “子どもの幸せ、親の幸せ、家族の幸せ 応援します”

を基本理念とします。

- ◆ 未来を担う子どもたちが、大きな夢を持ち、明るく心豊かに育つことができる「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。
- ◆ 安心して子どもを生み、楽しく、健やかに育てることができる「子育てにやさしいまちづくり」を目指します。

基本的視点

基本理念を実現するために、次の視点に立って取り組みを進めます。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益と権利が十分に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立ち、子ども同士がふれあえる取り組みを進めます。

2 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親になるという視点に立ち、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、健全育成を支援する取り組みを進めます。

3 家庭の視点

家庭は子どもの健やかな成長に大きな役割と責任があるという視点に立ち、妊娠・出産をはじめ、子どもの成長段階に合わせた家庭生活を支援する取り組みを進めます。

4 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 実現の視点

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現の視点に立ち、仕事も子育てもやりがいと充実感を持って両立できるよう、環境づくりへの取り組みを進めます。

5 サービスの利用者 ・提供者の視点

サービスの利用者と提供者の視点に立ち、サービスの選択が的確にスムーズに行える環境づくりへの取り組みを進めるとともに、サービス提供者が活動しやすい環境づくりへの取り組みを進めます。

6 地域における社会資源 の効果的な活用の視点

地域には子育てを支援する市民活動団体やボランティア、民間事業者などが豊富に存在するという視点に立ち、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用した取り組みを進めます。

7 情報提供の視点

市民及び将来の市民の視点に立って、子育て支援や施設、イベントなどの情報が分かりやすく、容易な手段で入手できる取り組みを進めます。



基本目標

基本理念の実現に向け、次の目標を掲げます。

1 子どもの「育つ力」が発揮できる環境づくり

子どもには、それぞれ自らの「育つ力」があります。
子どもの「育つ力」を十分に生かせるよう、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

2 家庭の「育てる力」を支援する体制づくり

家庭には、子どもが健やかに成長していく上で、最も大切な役割と責任があります。

3 社会全体が「子育てにかかわる」まちづくり

未来を担う子どもたちの健やかな成長は社会全体の願いです。
家庭をはじめ、地域、企業、行政がそれぞれに子育てに対する理解を深め、連携を取りあい社会全体で子育て支援に取り組むまちづくりを進めます。

施策領域 1

健康

基本施策 1 安心・安全な妊娠・出産への支援

- ①妊産婦に対する相談や指導の充実
- ②不妊の悩みへの支援

基本施策 2 子どもや母親の健康の確保

- ①子どもの健康の確保
- ②子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実
- ③家庭内における事故防止

基本施策 3 食育の推進

- ①食に関する学習機会や情報提供への取り組み
- ②学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進



まるごと給食の日

基本施策 4 小児医療の充実

- ①小児救急医療体制の確保
- ②医療・療育への支援

基本施策 5 思春期保健対策の充実

- ①心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及
- ②心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

施策領域 2

子育て支援

基本施策 1 保育サービスの充実

- ①保育環境の充実
- ②待機児童解消に向けた取り組み
- ③子育てサービスに関する情報の発信
- ④多様な保育サービスの充実
- ⑤認可外保育施設の運営等に対する助成

基本施策 2 放課後児童対策の充実

- ①留守家庭児童会の整備・充実
- ②地域子ども教室の運営
- ③児童センターの運営

基本施策 3 地域における子育ての支援

- ①地域子育て支援センターの整備・充実
- ②子育て支援団体等との連携
- ③子育てボランティア・サークルの育成・支援
- ④保育所の地域活動への参加促進



ニコニコこども館（子育てサロン）

基本施策 4 子育て家庭への経済的支援

- ①子育てを支援する手当の充実
- ②子ども医療費助成制度の充実
- ③幼稚園・保育所の保育料の負担軽減

施策の体系

施策領域 3

教育

基本施策 1 学校教育の充実

- ①特色ある学校づくりと教育活動の推進
- ②教育施設と設備の充実
- ③幼・保・小の連携の推進
- ④幼児教育の充実
- ⑤特別支援教育の充実



幼・保・小連携推進事業（相互参観）

基本施策 2 家庭教育の充実と青少年の健全育成

- ①家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供
- ②青少年活動支援と環境づくり
- ③地域活動・体験活動の充実



子ども体験事業

施策領域 4

生活環境

基本施策 1 居住環境の整備

- ①子育て世帯の居住環境の向上
- ②居住環境の衛生確保

基本施策 2 都市環境の整備

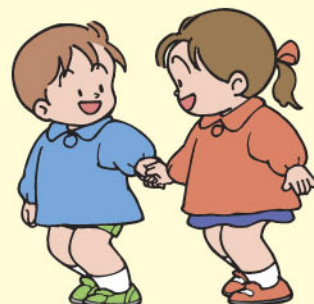
- ①ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備

基本施策 3 子どもの安全・安心の確保

- ①交通安全教育・環境の充実
- ②子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取り組み



交通安全教育事業



施策領域 5 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

基本施策 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) に向けた環境の整備

- ①労働者・事業主・地域住民への啓発・促進
- ②多様な働き方に対応した保育サービスの充実



認可保育所



留守家庭児童会

基本施策 2 雇用環境の整備

- ①雇用促進と職業意識・能力習得の推進

基本施策 3 男女共同参画社会の推進

- ①男女共同参画の意識づくりと推進

施策領域 6 ひとり親家庭自立支援

基本施策 1 子育て支援・生活の場の支援

- ①自立に向けた相談機能等の充実
- ②子育て等の生活の場の支援
- ③養育費確保に向けた支援

基本施策 2 就労支援

- ①職業能力の習得促進と情報提供・相談体制の充実

基本施策 3 経済的支援

- ①各種手当の支給
- ②医療費の助成
- ③経済的自立を図るための資金の貸付



施策領域 7 支援が必要な児童への対応

基本施策 1 児童虐待の防止

- ①虐待の発生予防と早期発見
- ②関係機関との連携

基本施策 2 障がい児施策の充実

- ①障がい児の在宅福祉サービスの充実
- ②教職員等の資質向上
- ③障がいの発生予防、早期発見・早期療育
- ④保育サービス等の実施
- ⑤経済的支援
- ⑥発達障がい児への対応



郡山市第三次エンゼルプラン後期計画関連 主な事業

施策領域1 健康

- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- ・ 乳児虫歯予防事業
- ・ 思春期保健事業

施策領域2 子育て支援

- ・ 民間認可保育所の設置推進
- ・ 多様な保育サービスの充実
（ファミリーサポートセンター事業、乳児（0歳児）保育、延長（12時間）保育、一時的保育、病後児保育、障がい児保育）
- ・ 留守家庭児童対策事業（留守家庭児童会の整備）
- ・ 郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業
- ・ 地域子育て支援センター事業
（地域子育て支援センター整備事業）
- ・ 子ども手当支給事業
- ・ こども医療費助成事業

施策領域3 教育

- ・ 幼・保・小連携推進事業
- ・ 特色ある学校づくり推進事業
- ・ 家庭教育充実事業
- ・ ジュニアリーダー育成事業
- ・ 子ども体験事業（まちなか夢通り体験活動事業）

施策領域4 生活環境

- ・ ユニバーサルデザイン推進事業
- ・ 交通安全教育事業

施策領域5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

- ・ 民間認可保育所の設置推進
- ・ 留守家庭児童対策事業（留守家庭児童会の整備）
- ・ 多様な働き方に対応した保育サービス
（ファミリーサポートセンター事業、延長（12時間）保育、一時的保育、病後児保育）

施策領域6 ひとり親家庭自立支援

- ・ 児童扶養手当支給事業
- ・ ひとり親家庭医療費助成事業
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

施策領域7 支援が必要な児童への対応

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 発達障がい児療育支援事業（フォローアップ相談会）

郡山市保健福祉部こども課

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号
（郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」）
TEL (024) 924-2525 / FAX (024) 933-6665
E-mail kodomo@city.koriyama.fukushima.jp
市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp>



環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

紙へリサイクル可

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



ミックス品
FSC認証林及び管理された、
森林からの原料グループです
www.fsc.org Cert No. SGS-COC-00291
© 1996 Forest Stewardship Council